

広島県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年六月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

芸北大朝線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町筏津字原田二二六四番一地从先から 山県郡北広島町筏津字原田二二二五番一地从先まで	八・三〇〇 一〇・四〇〇	八・三〇〇 一〇・四〇〇	一五五・〇〇〇	一一三・三三〇	ダブルウェイ解除 不用物件一二四・七〇メートル
	一一三・三三〇	一一三・三三〇			